

○新宿区立地域交流館条例

平成20年10月10日

条例第47号

改正 平成21年6月19日条例第45号

平成22年6月18日条例第31号

平成23年6月17日条例第26号

平成24年6月19日条例第48号

平成25年6月19日条例第34号

平成26年6月20日条例第18号

平成29年6月21日条例第21号

(設置)

第1条 地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流の拠点とするとともに、高齢者に係る健康及び福祉の増進を図るため、新宿区立地域交流館(以下「館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 館においては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
- (2) 高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第19条に規定する団体登録、第20条に規定する利用の承認、第21条に規定する利用の不承認及び第22条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (4) その他館の管理に関し、区長が必要と認める業務

(公募及び申請)

第6条 区長は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 館の事業計画書(以下「事業計画書」という。)
  - (2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類
- (選定の方法及び基準)

第7条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、館の管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、館を利用するものの平等な利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、館を利用するものへのサービスの向上を図るものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。
- (4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) その他区長が館の指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

2 前条及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができる。

(選定の結果の通知)

第8条 区長は、前条第1項の規定による選定を行ったときはすべての申請団体に、同条第2項の規定による選定を行ったときは当該選定の対象となった団体に、速やかにその結果を通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 区長は、第7条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を同条第1項の規定により選定した場合にあっては当該被選定団体を除く申請団体の中から同項の規定により、当該被選定団体を同条第2項の規定により選定した場合にあっては第6条及び第7条第1項の規定により、指定管理者となるべき団体を、再び選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、館の管理を行うことが適当でない認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があった場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行ったとき。
- (2) 第15条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者は、館の管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
  - (2) 管理経費に関する事項
  - (3) 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
  - (4) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
  - (5) 第15条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
  - (6) 館の管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
  - (7) その他館の管理に関し、区が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第15条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
  - (2) 当該年度の館の利用状況
  - (3) 当該年度の管理経費の収支状況
  - (4) その他区長が館の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
- (管理業務等の報告の聴取等)

第14条 区長は、館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による館の管理を継続することが適当でない認められるとき。

(開館時間)

第16条 館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第17条 館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用できるもの)

第18条 館を利用することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 区の区域内に住所を有する60歳以上の者
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる者を対象とした健康及び福祉の増進に向けた活動を行う区の区域内に住所を有する者
- (3) 第1号に掲げる者を構成員の全部又は一部とする団体
- (4) 前号に掲げるもののほか、第1号に掲げる者を対象とした健康及び福祉の増進に向けた活動を行う団体
- (5) その他区長が特に認めたもの

(団体登録)

第19条 前条第3号及び第4号に掲げる団体で、規則で定める要件を満たすものは、団体登録を行うことができる。

- 2 前項の団体登録を行おうとする団体は、規則で定めるところにより、指定管理者に団体登録の申請を行い、その承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)が、前条第3号又は第4号に掲げる団体に該当しなくなったとき、第1項の要件を満たさなくなったときその他規則で定める場合に該当するときは、当該承認を取り消すことができる。
- 4 指定管理者は、前項の規定により団体登録の承認を取り消した場合(前条第3号若しくは第4号に掲げる団体に該当しなくなったこと又は第1項の要件を満たさなくなったことにより取り消した場合を除く。)は、当該取消しを行った日の翌日から起算して6か月間、当該団体に対する第2項の承認を行わないこととする。

(利用の承認等)

第20条 館を利用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 登録団体及び区長が特に認めるものは、規則で定めるところにより、他のものに先行して前項の規定による申請を行うことができる。
- 3 指定管理者は、第1項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、館の管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第21条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が営利を目的とするものであるとき。
- (3) その利用が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。
- (4) その他館の管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用承認を取り消し、その利用承認の内

容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又は館の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。
- (2) 利用者が利用承認の内容の変更を申し出たとき。
- (3) 利用者の利用が前条第1号から第3号までのいずれかに該当するとき。
- (4) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(この条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあつては、当該変更後の条件)を遵守しなかったとき。
- (5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。
- (6) 利用者が偽りの内容により第20条第1項の規定による申請を行う等不正の手段によって利用承認を受けたとき。
- (7) 利用者が災害又は事故により館を利用できなくなったとき。
- (8) 公益上必要があると認められるとき。
- (9) その他指定管理者が館の管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第23条 利用者は、館を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第24条 利用者は、施設等に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用料)

第25条 館の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用を終了したとき又は第22条の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第27条 指定管理者及び利用者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行す

る。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

- 2 第6条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(団体登録に関する準備行為)

- 3 第19条第2項の団体登録の申請及び承認その他の団体登録に関し必要な行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(団体登録に関する経過措置)

- 4 前項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、第19条の規定により指定管理者に対して行われた行為及び指定管理者が行った行為とみなす。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 新宿区立ことぶき館条例の一部を改正する条例(平成20年新宿区条例第44号)による改正前の新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)第6条の規定による施行日以後の新宿区立早稲田南町ことぶき館の利用に係る申請及び承認は、第20条第1項の規定による新宿区立早稲田南町地域交流館の利用に係る申請及び承認とみなす。

(新宿区立ふれあいプラザ条例の廃止に伴う経過措置)

- 6 新宿区立ふれあいプラザ条例を廃止する条例(平成20年新宿区条例第45号)による廃止前の新宿区立ふれあいプラザ条例(平成5年新宿区条例第24号)第6条第1項の規定による施行日以後の新宿区立西早稲田ふれあいプラザの使用に係る申請及び承認は、第20条第1項の規定による新宿区立西早稲田地域交流館の利用に係る申請及び承認とみなす。

附 則(平成21年6月19日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

- 2 この条例による改正後の新宿区立地域交流館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(団体登録の申請等に関する準備行為)

- 3 新宿区立新宿地域交流館、新宿区立山吹町地域交流館、新宿区立上落合地域交流館及び新宿区立北新宿地域交流館(以下「新宿地域交流館等」という。)に係る改正後の条例第19条から第22条までの規定による団体登録の申請及び承認、利用の申請及び承認その他の新宿地域交流館等の利用のために必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(団体登録の申請等に関する経過措置)

- 4 前項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、改正後の条例の相当規定により新宿地域交流館等の指定管理者に対して行われた行為及び新宿地域交流館等の指定管理者が行った行為とみなす。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正)

- 5 新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成22年6月18日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

- 2 この条例による改正後の新宿区立地域交流館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(団体登録の申請等に関する準備行為)

- 3 新宿区立下落合地域交流館(以下「館」という。)に係る改正後の条例第19条から第22条までの規定による団体登録の申請及び承認、利用の申請及び承認その他の館の利用のために必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(団体登録の申請等に関する経過措置)

- 4 前項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、改正後の条例の相当規定により館の指定管理者に対して行われた行為及び館の指定管理者が行った行為とみなす。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正)

- 5 新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成23年6月17日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

- 2 新宿区立百人町地域交流館(以下「館」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立地域交流館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(団体登録の申請等に関する準備行為)

3 館に係る改正後の条例第19条から第22条までの規定による団体登録の申請及び承認、利用の申請及び承認その他の館の利用のために必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(団体登録の申請等に関する経過措置)

4 前項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、改正後の条例の相当規定により館の指定管理者に対して行われた行為及び館の指定管理者が行った行為とみなす。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正)

5 新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成24年6月19日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(指定管理者の指定に関する準備行為)

2 新宿区立東五軒町地域交流館及び新宿区立中町地域交流館(以下「東五軒町地域交流館等」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立地域交流館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条第1項の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、同条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(団体登録の申請等に関する準備行為)

3 東五軒町地域交流館等に係る改正後の条例第19条から第22条までの規定による団体登録の申請及び承認、利用の申請及び承認その他の東五軒町地域交流館等の利用のために必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(団体登録の申請等に関する経過措置)

4 前項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、改正後の条例の相当規定により東五軒町地域交流館等の指定管理者に対して行われた行為及び東五軒町地域交流館等の指定管理者が行った行為とみなす。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正)

5 新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成25年6月19日条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 新宿区立本塩町地域交流館、新宿区立北山伏地域交流館、新宿区立中落合地域交流館及び新宿区立北新宿第

二地域交流館(以下「本塩町地域交流館等」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立地域交流館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条から第9条までの規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、これらの規定の例により行うことができる。

- 3 本塩町地域交流館等に係る改正後の条例第19条から第22条までの規定による団体登録の申請及び承認、利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(経過措置)

- 4 前項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、改正後の条例の相当規定により本塩町地域交流館等の指定管理者に対して行われた行為及び本塩町地域交流館等の指定管理者が行った行為とみなす。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正)

- 5 新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成26年6月20日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新宿区立高田馬場地域交流館(以下「高田馬場地域交流館」という。)に係るこの条例による改正後の新宿区立地域交流館条例(以下「改正後の条例」という。)第6条から第9条までの規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、これらの規定の例により行うことができる。

- 3 高田馬場地域交流館に係る改正後の条例第19条から第22条までの規定による団体登録の申請及び承認、利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「区長」とする。

(経過措置)

- 4 前項の規定により区長に対して行われた行為及び区長が行った行為は、改正後の条例の相当規定により高田馬場地域交流館の指定管理者に対して行われた行為及び高田馬場地域交流館の指定管理者が行った行為とみなす。

(新宿区立ことぶき館条例の一部改正)

- 5 新宿区立ことぶき館条例(昭和41年新宿区条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成29年6月21日条例第21号)

この条例は、平成29年9月19日から施行する。

別表(第2条関係)

(平21条例45・平22条例31・平23条例26・平24条例48・平25条例34・平26条例18・平29条例21・一部改正)

名称	位置
新宿区立早稲田南町地域交流館	東京都新宿区早稲田南町50番地
新宿区立西早稲田地域交流館	東京都新宿区西早稲田一丁目22番2号
新宿区立新宿地域交流館	東京都新宿区新宿五丁目3番13号
新宿区立山吹町地域交流館	東京都新宿区山吹町342番地
新宿区立上落合地域交流館	東京都新宿区上落合二丁目28番8号
新宿区立北新宿地域交流館	東京都新宿区北新宿二丁目3番7号
新宿区立下落合地域交流館	東京都新宿区下落合三丁目12番33号
新宿区立百人町地域交流館	東京都新宿区百人町二丁目18番21号
新宿区立東五軒町地域交流館	東京都新宿区東五軒町5番24号
新宿区立中町地域交流館	東京都新宿区中町25番地
新宿区立本塩町地域交流館	東京都新宿区四谷本塩町4番9号
新宿区立北山伏地域交流館	東京都新宿区北山伏町2番17号
新宿区立中落合地域交流館	東京都新宿区中落合二丁目7番24号
新宿区立北新宿第二地域交流館	東京都新宿区北新宿三丁目20番2号
新宿区立高田馬場地域交流館	東京都新宿区高田馬場一丁目4番17号